

環境省 LD-Tech 認証制度
実 施 規 則

Ver 1.1

令和 5 年 1 月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

目次

第1章 総則	1
1. 環境省 LD-Tech 認証制度の目的	1
2. 用語の定義.....	1
(1) 設備・機器等.....	1
(2) 製品	1
(3) 環境省 LD-Tech.....	1
(4) LD-Tech 水準	2
(5) 環境省 LD-Tech 製品.....	2
(6) 環境省 LD-Tech Oriented 製品	2
第2章 環境省 LD-Tech 認証制度の実施体制.....	3
1. 環境省 LD-Tech 認証制度に関わる組織及び役割.....	3
(1) 環境省	3
(2) 認証審査委員会	3
(3) 事務局	3
2. 認証審査委員会の実施体制.....	3
第3章 環境省 LD-Tech 認証の手続き及び審査基準	4
1. 環境省 LD-Tech 認証の手続き	4
(1) 事務局による公募及び質問対応	4
(2) 事務局による申請の受付	4
(3) 事務局による事前審査	4
(4) 認証審査委員会による審査	4
(5) 環境省による認証.....	5
(6) 事務局による認証結果の通知.....	5
(7) 環境省による環境省 LD-Tech 製品の公表	5
(8) 事務局による審査結果の異議申立ての受付	5
(9) 認証審査委員会による異議申立ての審議.....	5
(10) 環境省による異議申立てに関する審議結果の承認.....	5
(11) 事務局による異議申立ての審議結果の通知	5
2. 環境省 LD-Tech 認証における審査基準	6
3. 環境省 LD-Tech 認証の取消等.....	6
第4章 情報の取扱い	6
第5章 免責事項	7

第1章 総則

本規則は、環境省 LD-Tech 認証制度の実施のために必要な、実施体制、認証の手続き及び審査基準等を定めたものである。

1. 環境省 LD-Tech 認証制度の目的

令和 2 年 10 月総理所信表明演説での 2050 年カーボンニュートラル宣言及び令和 3 年 4 月地球温暖化対策推進本部での 2030 年度温室効果ガス削減目標の発表を踏まえ、先導的（Leading）な脱炭素技術（Decarbonization Technology）＝環境省 LD-Tech（エルディーテック）の普及・導入を進める必要がある。

環境省 LD-Tech 認証制度は、環境省が公表した「環境省 LD-Tech 水準表」に示す「LD-Tech 水準」を満たす製品について、環境省が認証するとともに、国内外に発信し、開発・導入・普及を強力に推進することを目的とするものである。

2. 用語の定義

(1) 設備・機器等

事業者や消費者が購入できる単位のシステム、設備・機器、部品等の総称（図 1-1）であり、技術の性質を区分する基本的な分類。

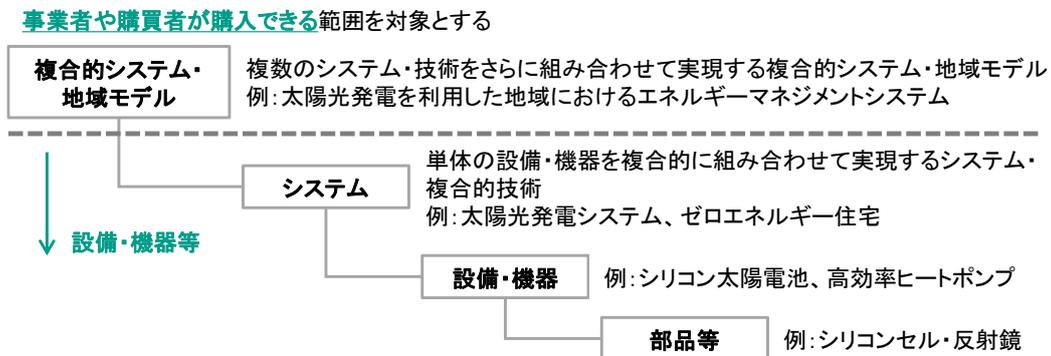


図 1-1 設備・機器等の定義

(2) 製品

設備・機器等のうちのメーカー等が製造・販売している商用化済みのもの。

設備・機器等の例 : ガスヒートポンプ

製品の例 : ガスヒートポンプエアコン〇シリーズ

(型番 : ABC12345)

(3) 環境省 LD-Tech

先導的（Leading）な脱炭素技術（Decarbonization Technology）を指す。脱炭素に資する設備・機器等の中でも、CO₂ 削減効果に優れた先導的な設備・機器等及びそのうち

の最高性能の製品の総称。

(4) LD-Tech 水準

脱炭素に資する設備・機器等に対して環境省が設定する CO₂ 削減効果について最高の効率性能を示す値や機能等の水準。本水準は、設定時点の値や機能等であり、定期的に更新することを予定。

(5) 環境省 LD-Tech 製品

環境省 LD-Tech 水準を満たす製品として、環境省が認証した製品（図 1-1）。

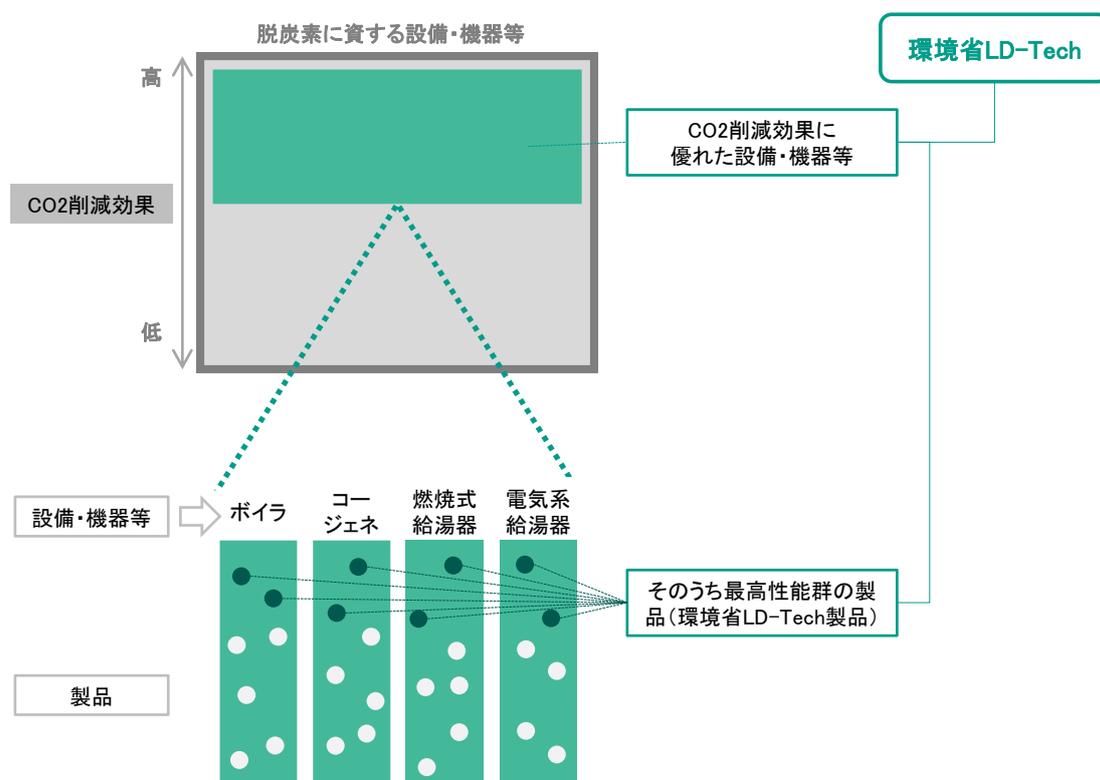


図 1-2 設備・機器等と製品の関係

(6) 環境省 LD-Tech Oriented 製品

動力源が現時点で電動化されていない又は燃料の低炭素化が進んでいない設備・機器等のうち、大幅な CO₂ 削減に資する高効率の技術を「LD-Tech Oriented」として分類し、環境省が認証する製品。

第2章 環境省 LD-Tech 認証制度の実施体制

1. 環境省 LD-Tech 認証制度に関わる組織及び役割

本制度における組織は、環境省、認証審査委員会及び事務局によって構成される。これら本制度に関わる組織の役割を以下に示す。

(1) 環境省

- ① 環境省 LD-Tech 認証制度に関する手続き及び審査基準等の方針策定、実施管理及び体制の確立に関する総合的な検討
- ② 環境省 LD-Tech リスト及び環境省 LD-Tech 水準表の公表
- ③ LD-Tech 水準を満たす製品の認証
- ④ 環境省 LD-Tech 製品に関する情報発信
- ⑤ 異議申立てに関する審議結果の承認
- ⑥ 事務局の設置

(2) 認証審査委員会

- ① 環境省 LD-Tech 認証制度に関する審査基準案及び改訂案の承認、実施規則案及び改訂案の承認、異議申立ての審議
- ② LD-Tech 水準を満たす製品の審査
- ③ その他環境省 LD-Tech 認証制度のあり方の審議

(3) 事務局

- ① 環境省 LD-Tech 認証制度に関する審査基準案及び改訂案の策定、実施規則案及び改訂案の策定、環境省 LD-Tech 製品の公募、申請者からの質問対応、認証結果の通知、異議申立ての受付、異議申立てに関する審議結果の通知
- ② LD-Tech 水準の更新
- ③ LD-Tech 水準を満たす製品の認証に向けた事前審査
- ④ LD-Tech 水準及び環境省 LD-Tech 製品に関する情報発信の支援
- ⑤ 認証審査委員会の設置

2. 認証審査委員会の実施体制

- 認証審査委員会は、環境省の委嘱を受けた有職者（学識経験者、業界団体等）により構成され、3人以上とする。
- 委員の任期は最長1年とし、再任を妨げない。
- 認証審査委員会には環境省が選任する委員長を置く。
- 委員長にやむを得ない事情がある時は、委員長が指名した委員が委員長を代行する。
- 認証審査委員会の議事及び審査は、委員による議論を行い、全会一致を原則とする。

ただし、必要に応じて委員の議論を踏まえた委員長決定をもって、認証審査委員会決定とする場合がある。

第3章 環境省 LD-Tech 認証の手続き及び審査基準

1. 環境省 LD-Tech 認証の手続き

環境省 LD-Tech 認証は、図 3-1 に示すように、製品の公募、申請、審査、認証、通知、公表、異議申立ての受付・承認の流れで行う。それぞれの概要を、以下に示す。

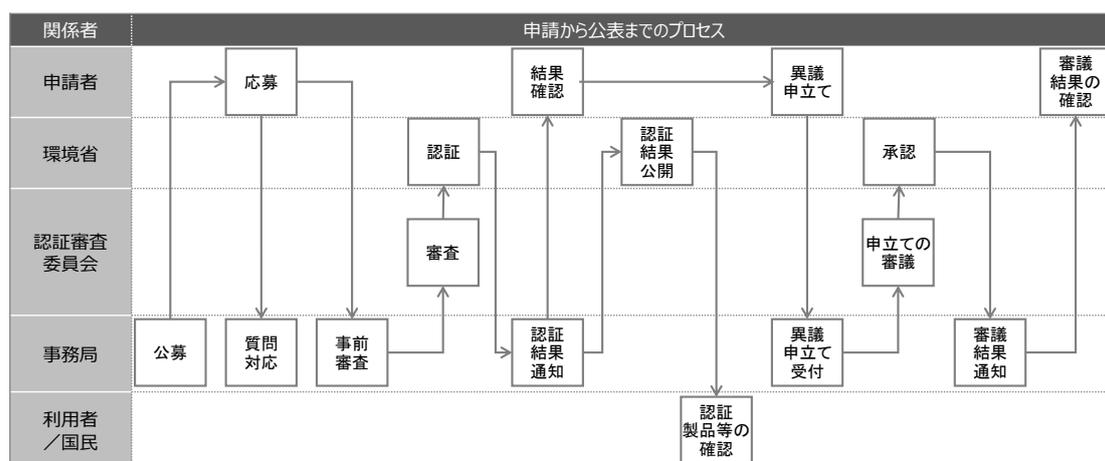


図 3-1 環境省 LD-Tech 認証プロセスの概要

(1) 事務局による公募及び質問対応

事務局は、環境省 LD-Tech 認証制度において審査の対象となる設備・機器等や審査基準を公表するとともに、公募によって申請者を募集する。また、同公募内容に関する質問に対応する。

(2) 事務局による申請の受付

事務局は、別途定める「環境省 LD-Tech 認証制度 実施要領」（以下、「実施要領」とする。）に指定された申請書類を申請者から受け付ける。公募期間外に申請されたものについては、本審査の対象外となる。

(3) 事務局による事前審査

事務局は、提出された申請書類について、認証審査委員会の審査を網羅的、効率的に行うことを目的として、所定の審査基準に基づく事前審査を行う。

なお、事務局は、申請書類における不備等について申請者に確認することができる。

(4) 認証審査委員会による審査

認証審査委員会は、所定の審査基準及び事務局による事前審査の結果に基づき審査を実

施する。

(5) 環境省による認証

環境省は、認証審査委員会の審査結果を踏まえ、申請された製品を認証する。認証時に、環境省 LD-Tech 水準を識別するための情報（識別情報）も付与する。

例：“環境省 LD-Tech 2021 年度”（「2021 年度」が識別情報を表す）

(6) 事務局による認証結果の通知

事務局は、認証／非認証に関わらず、全ての申請者に対して認証結果通知書を送付する。また、非認証の場合は、理由を付して通知するものとする。

(7) 環境省による環境省 LD-Tech 製品の公表

環境省は、審査の結果に基づいて認証した製品を公表する。環境省 LD-Tech 製品については、環境省ホームページ等において、提出された「申請書」の記載内容を一部公表する。

(8) 事務局による審査結果の異議申立ての受付

審査結果の通知後、事務局は、審査結果（認証又は非認証）に関する申請者からの異議申立て（別添「環境省 LD-Tech 認証の審査・認証結果に係る異議申立書」）を、申請者が審査結果を知り得た日の翌日から 30 日後まで受け付ける。事務局は、審査結果の異議申立てについて、以下に示す内容について遵守しなければならない。

- ① 要請があった場合、異議申立ての処理プロセスの概要を、全ての利害関係者に公表しなければならない。
- ② 異議申立てを受領したときには、それが自らが責任を負う活動に関連するものかどうかを確認し、関連があれば、それを処理しなければならない。
- ③ 異議申立てに関する調査及び決定が、差別的行動につながってはならない。

(9) 認証審査委員会による異議申立ての審議

認証審査委員会は、事務局が受け付けた異議申立ての内容を審議する。

(10) 環境省による異議申立てに関する審議結果の承認

環境省は、認証審査委員会による異議申立てに関する審議結果を承認する。

(11) 事務局による異議申立ての審議結果の通知

事務局は、環境省が承認した審議結果を申請者に通知する。

2. 環境省 LD-Tech 認証における審査基準

事務局及び認証審査委員会における審査基準は、別途定める「実施要領」に定めることとする。

3. 環境省 LD-Tech 認証の取消等

環境省は、次のいずれかに該当する場合に、当該環境省 LD-Tech 製品に対して認証の取消しを行うことができる。認証の取消しを行った場合、環境省は認証審査委員会に報告をしなければならない。

- 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合。
- 審査基準に適合しないことが判明した場合。
- 本規則に基づいて規定された遵守事項を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにも関わらず、改善が見られない場合。
- 重大な公序良俗違反、その他環境省 LD-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合。
- 申請者から認証取り下げの依頼があった場合（ただし、認証製品の販売終了はこれに該当しない）。

なお、過年度の認証について、根拠資料を含む申請内容に誤表示等があることが判明した場合、申請者は速やかに事務局に報告を行うとともに、事務局の要請に応じて、必要な情報提供を行うこととする。事務局は速やかに情報収集の結果を環境省に報告し、環境省はそれを踏まえ、当該年度の認証審査委員会委員長及び有識者に適宜照会の上、当該認証の取消しについて検討する。

第4章 情報の取扱い

- 環境省、認証審査委員会及び事務局は、本制度を通じて知り得た申請者の情報を、本制度の実施以外の目的で利用してはならない。
- 環境省、認証審査委員会及び事務局は、取り扱う申請者の情報の漏えい、滅失、き損の防止等、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 環境省、認証審査委員会及び事務局は、書面にて申請者の同意を得ないで、申請者の情報を第三者に提供してはならない。ただし、申請者がその情報を容易に知り得る状態に置いている場合（公表している等）は、その限りではない。
- 申請者からの連絡により、申請者の情報が申請者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある情報と分かった場合、その情報は原則公表してはならない。

第5章 免責事項

本制度は、環境省 LD-Tech の対象となる設備・機器等及び LD-Tech 水準の国内外への発信、さらにはその条件を満たす製品の認証を行う制度である。例えば、以下のような事項については、環境省、認証審査委員会及び事務局は、一切の責任を負わないものとする。

- 製品の瑕疵により、利用者が被害を被った場合。
- 利用者の故意又は重過失により、利用者が被害を被った場合。
- LD-Tech 水準又は環境省 LD-Tech 製品の公表により、申請者と第三者の間に係争が生じた場合。
- 環境省 LD-Tech 製品の基本性能に関する仕様が変更された場合。
- 環境省 LD-Tech 製品の審査項目に係る性能について、申請者の虚偽が明らかになった場合。
- 環境省 LD-Tech 製品の特定条件（LD-Tech 水準として規定されている指標）以外において稼働した際の性能が、LD-Tech 水準未満であることが明らかになった場合。
- 「環境省 LD-Tech」の名称の使用に伴い、「環境省 LD-Tech」の名称の利用者に問題等が発生した場合。
- その他、環境省が本制度とは関係が無いと判断した問題が発生した場合。

附 則 （適用期日、移行措置等）

本規則は令和 4 年 1 月 7 日から適用する。

改定履歴

令和 4 年 1 月 7 日	(Ver. 1.0)	制定
令和 5 年 1 月 6 日	(Ver. 1.1)	一部改定